


所管部課	総務部防災安全課	部長	阿部 晴彦			
件名	東大和市地域防災計画策定本部要綱について					
		区分		1 審議事項	○	2 報告事項
関係事項	条例 規則					
	部課 機関					
1. 要旨						
(1) 目的 東大和市地域防災計画の策定を円滑に進めるため、東大和市地域防災計画策定本部を設置する。						
(2) 所掌事務 本部は、①地域防災計画の策定に関すること、②その他市長が必要と認める事項を所掌する。						
(3) 組織 ア 市長、副市長、教育長、部長、議会事務局長及び参事（総務部参事を除く。）で組織する。 イ 本部長は市長とし、副本部長は副市長及び教育長とする。 ウ 本部長は、本部の下に部会を設置することができる。						
(4) 施行日 平成31年4月1日						
(5) 影響及び効果 東大和市地域防災計画を円滑に策定することができる。						
2. 経過（現時点に至るまでの経過）						
3. 留意事項（問題点等）						
4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議終了後、速やかに制定手続を進めたい。						
5. 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。